

消防の動き



救急救命士の業務のあり方等に関する
検討会中間報告の概要

新宿区歌舞伎町ビル火災を踏まえた
消防法の一部改正等に伴う
消防法施行令の一部改正の概要

「東南海・南海地震に係る地震防災対策の
推進に関する特別措置法」の制定

平成14年
9月号
378

消防庁

安心技術としての ピンポイント防災のすすめ

～ 新時代の消防戦略・戦術～

消防審議会会長
(東京大学大学院工学系研究科教授) 菅原 進一



見通しがつき難い時代になった。地球温暖化・オゾン層破壊・集中豪雨・シックハウスなどに見る生活環境の悪化、原子力事故、テロなどの無差別殺人、若年者による凶悪犯罪、放火殺人、ハッカーによる情報システムの破壊、エンロン・雪印などに見る企業倫理の破綻、専門知識を持つ者による医療犯罪など、どれをとっても破滅的で、大数の法則では予測できない災害・事故・事件が目立って来た。なぜこのように危険が増大したのか、その理由の一つ目は、経済の活性期に拡大した環境破壊、二つ目は物の故障がバスタブ型をとるように、その時期につくられた無数の施設・設備が老朽化し故障が続発するようになったこと、三つ目はこれまで善意によって創出されて来た社会システムを悪意で破壊する行為の増大で、人のこころの破綻が原因とも換言できる。したがって消防戦略の観点では、特異な出火拡大・水防・救急救助などに対する新たな人員や装備の拡充と訓練マニュアルの実効化など、多くの新規課題に対処するための消防防災体制が不可欠になったこととして捉えられる。また、教訓となる過去の事例に乏しいため、各種保険機構が国民の抱くこうした21世紀型の不安に十分にできていないことも問題であろう。こんな時、被害を拡大させないコツは、「発生直後に叩く」ことであり、統計に乗る災害に対してもこの戦略は効き目があると考えられ、その戦術面の視点は今日の社会情勢に求めることができる。

社会のグローバル化に伴い融和型アイデンティティ、すなわち異質なものを積極的に取り入れ保持して行くことが、新たな社会不安を払拭する有力な観点と考えられ、これを消防防災の視座に置き替えてみると、これまで、市街地や高層ビルの火災防御を主目的として、はしご車やポンプ車などの大型装備の充実が図られて来たが、都市施設の不燃化や複雑多様化が進展した今日では、防災・難燃薬剤および防・耐火工法を併用し、現場の状況をいち早く確認できる情報システムの整備を基幹として、ゲリラ的機動力に富む消防隊の養成、地域住民の自主防災能力の向上、特殊災害対応の救急救助体制の充実に戦術の重点を移行することも肝要と思われる。ビル火災では自動消火設備の効力は実証済みだから、用途目的に応じて種々のSPが全建物に普及してよい。また初期段階における地域住民や消防団による小水量消火の確度を高めれば、水損や煙死の防止、伝統建築や街並みの継承にも有効である。こうしたピンポイント防災は、火事と救急医療の不安から高齢者を解放し、雑居ビル対策にも適用可能な安心技術の一つであると、私は考えている。

特集 1 救急救命士の業務のあり方等に関する検討会中間報告の概要

救急救助課

去る7月22日、第2回目となる「救急救命士の業務のあり方等に関する検討会」(座長松田博青杏林学園理事長。以下検討会という。)が東京都千代田区の東條インペリアルパレスにおいて開催されました。今回の検討会では、4月17日に行われた第1回目の検討会以降計3回開催されたワーキングチーム(座長島崎修次日本救急医学会理事長)において取りまとめられた座長報告が検討会の中間報告として了承されました。座長報告は白熱した議論が展開されたワーキングチームのなかでの各委員の意見を踏まえて、島崎座長により報告書として取りまとめられたものです。

検討会の開催にあたっては坂口力厚生労働大臣も出席され、委員をはじめ関係者に対して謝意を表されるとともに「救急患者の立場から見て、何が最もふさわしいかについて慎重かつ迅速な検討を進めていただき

たい。」と挨拶をされました。引き続き、今回より新たに委員となった姫路市消防局救急救命士の犬賀武敏委員、慶應義塾大学医学部教授の武田純三委員が紹介され、それぞれの立場から救急救命士の業務範囲の拡大についての意見が述べられました。救急救命士の第1期生である犬賀委員は救急現場において第1線で活躍されてきた経験から、武田委員は、日本麻酔科学会の代表として、教育、研修に携わる立場から、救急救命士の処置範囲拡大に関する見解を発言されました。その後、ワーキングチーム座長報告について活発な議論が行われ、最終的に全委員の一致をもって座長報告をそのまま検討会の中間報告とすることが了承されました。検討会において了承された中間報告は、その場で石井隆一消防庁長官と篠崎厚生労働省医政局長に手渡されました。

以下、中間報告の概要について紹介します。



挨拶する坂口力厚生労働大臣

中間報告の概要

総論

- 救命率の向上のためにはバイスタンダー、医療機関等を含めた関係者相互の連携が必要。
- 救急救命士の処置範囲の拡大には、メディカルコントロール体制の構築が前提。
- 救急救命士の養成方法や養成期間のあり方を検討。
- 救急救命士の養成促進と地域間格差の是正。

各論

除細動

- ・ 具体的指示なしでの実施を認める。
- ・ 新型（二相性波形除細動器）の早期導入を図るべき。
- ・ 無脈性心室頻拍についても除細動の対象とする。

気管挿管

- ・ 救急救命士による気管挿管を限定的に認める場合の諸条件について、早急に具体化を図る必要がある。
- ・ 病院実習の成否が、救急救命士による気管挿管の制度化にあたっては最も重要な課題。

薬剤投与

- ・ 薬剤投与は、救命率向上に一定の効果を期待できる反面、副作用の危険性も高く、慎重な議論を更に継続する必要がある。
- ・ 心拍再開時に必要となる数種類の薬剤に限定し、早期に結論を得るべく議論を進めていくことが適当。

中間報告においては、救急救命士の処置範囲拡大の基本的方向性や当面の検討・作業課題について示されています。指摘されている当面の検討・作業課題については年内を目途に更に議論を深め、最終的な結論を出すこととなります。今後、特に十分な議論、検討が必要と考えられるのは、救急救命士の既資格取得者に対する追加教育も考慮した上で、気管挿管を実施する場合の教育・研修体制の具体化、薬剤投与を認めることの適否と、認めるとした場合の主要条件等についてです。検討会において十分に議論が尽くされ、救命効果の向上が図られるような結論が早期に出されることが期待されます。

中間報告においては、救急救命士の処置範囲拡大の

実施に際しては、メディカルコントロール体制の構築が前提であるとし、その重要性が改めて指摘されています。消防庁としては従来から、メディカルコントロール体制の構築を積極的に推進してきたところですが、この中間報告を受け体制の整備を改めて促進するため厚生労働省と連携のうえ、7月23日付けで各都道府県知事宛てに「メディカルコントロール協議会の設置促進について」（消防庁次長・厚生労働省医政局長連名通知）、各都道府県消防主官部長宛てには「メディカルコントロール体制の整備促進について」（救急救助課長通知）をそれぞれ発出しました。通知では、救命効果の一層の向上を図るため、各地域において医療機関との一層の連携を強化し都道府県単位、各地域におけるメ

ディカルコントロール協議会を今年度中に設置すること、設置した協議会を活用し常時指示体制の整備、事後検証及び再教育体制の充実を中心とするメディカルコントロール体制を早急に整備することを求めています。

なお、都道府県の衛生主管部（局）長に対しては厚生労働省より「メディカルコントロール協議会の設置の促進等について」（医政局指導課長通知）が发出されています。

検討会の中間報告書、議事録及び各通知については消防庁、厚生労働省それぞれのホームページに掲載されています。

消防庁 <http://fdma.go.jp>
厚生労働省 <http://mhlw.go.jp>

救急救命士の行う特定行為



新宿区歌舞伎町ビル火災を踏まえた消防法の一部改正等に伴う消防法施行令の一部改正の概要

予防課・防火安全室・危険物保安室

消防法施行令の一部を改正する政令については、平成14年7月30日に閣議決定され、8月2日に公布されました（平成14年政令第274号）。この消防法施行令（以下「令」という。）の一部を改正する政令の概要は以下のとおりです。



1 改正の背景

平成13年9月1日に発生した新宿区歌舞伎町ビル火災を踏まえ、違反是正の徹底、防火管理の徹底、避難・安全基準の強化、罰則の見直し等を内容とする消防法の一部改正（平成14年法律第30号。以下「改正法」という。）を行ったところですが、これに伴い、防火対象物の定期点検報告が義務づけられる対象、避難上必要な施設等の管理が義務づけられる対象等政令に委任された事項について定めるとともに、同種の火災の再発防止策として平成13年12月に出された消防審議会答申の内容等を踏まえ、自動火災報知設備の設置対象の拡大、消防用設備等の定期点検報告が義務づけられる対象の拡大、防火対象物の用途区分の見直し等所要の改正を行いました。



2 定期点検報告義務対象

防火対象物の定期点検報告が義務づけられる対象を、特定防火対象物（令別表第一（一）項から（四）項まで（劇場等、キャバレー・遊技場等、飲食店等、百貨店等）（五）項イ（旅館・ホテル等）（六）項（病院等）（九）項イ（一定の公衆浴場）（十六）項イ（複合用途防火対象物）及び（十六の二）項（地下街）に掲げる防火対象物をいう。以下同じ。）のうち、収容人員が300人以上のもの、又は1階段のもの（特定用途（令別表第一（一）項から（四）項まで、（五）項イ、（六）項及び（九）項イに掲げる用途をいう。以下同じ。）に供される部分が避難階（注）以外の階（一階及び

二階を除く。）に存するもので、当該避難階以外の階から避難階又は地上に直通する階段が1のもの）としました。

注 避難階とは、建築基準法施行令第13条の3第1号に規定されているものであり、直接地上へ通ずる出入口のある階をいいます。



3 避難施設等の管理義務対象

避難施設等の管理が義務づけられる対象を、公衆が出入りし、又は多数の者が勤務して比較的火災発生の危険度が高く、また火災が発生した場合に、消火、延焼防止又は避難が困難で、人命の損傷や物的な面での損害をもたらすおそれが大きいものという観点から、令別表第一に掲げる防火対象物（同表（十八）項から（二十）項まで（アーケード、山林及び舟車）を除く。）としました。



4 自動火災報知設備の設置義務対象の拡大

消防審議会の答申においては、新宿区歌舞伎町ビル火災の教訓を踏まえ、避難・安全基準の強化のひとつとして、自動火災報知設備の設置対象の拡大が提言されました。これは、同火災で多数の逃げ遅れによる死者が発生したことを踏まえ、小規模雑居ビル等、特に1階段のものにおいては早期に避難を開始する必要があることに鑑みたものであり、これを受け、次のとおり設置対象を拡大しました。

令別表第一（十六）項イ（複合用途防火対象物）の防火対象物について、延べ面積300㎡以上のもの1階段のもの（特定用途に供される部分が避難階以外の階（一階及び二階を除く。）に存するもので、当該避難階以外の階から避難階又は地上に直通する階段が1のもの）



5 資格者による消防用設備等の定期点検義務対象の拡大

消防審議会の答申においては、同火災の教訓を踏まえ、防火管理の徹底方策のひとつとして、資格者による消防用設備等の定期点検が義務づけられる防火対象物の対象の拡大が提言されました。これを踏まえ、自動火災報知設備の設置対象の考え方と同様の観点から、同追加対象と同じ1階段の特定防火対象物を新たに消防用設備等の資格者による定期点検が義務づけられる対象としました。



6 用途区分の見直し

改正前においては、風俗店のうち飲食を伴わない営業形態のもの（主に性風俗施設）については、非特定防火対象物に分類されていました。

しかしながら、性風俗施設はその利用実態等から、消防審議会の答申において「飲食を伴わないものであっても逃げ遅れによる人命危険の高さに鑑みて特定防火対象物として同等の義務を課すよう基準を改正するべ

きである」との提言がされました。

これを踏まえ、性風俗施設は、風営法（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律）において、キャバレーや遊技場等の風俗施設とともに規制対象とされており、また、現行の令別表第一において、風俗施設の大半が、（二）項に規定されていることに鑑み、当該施設について（二）項八として追加することとしました。

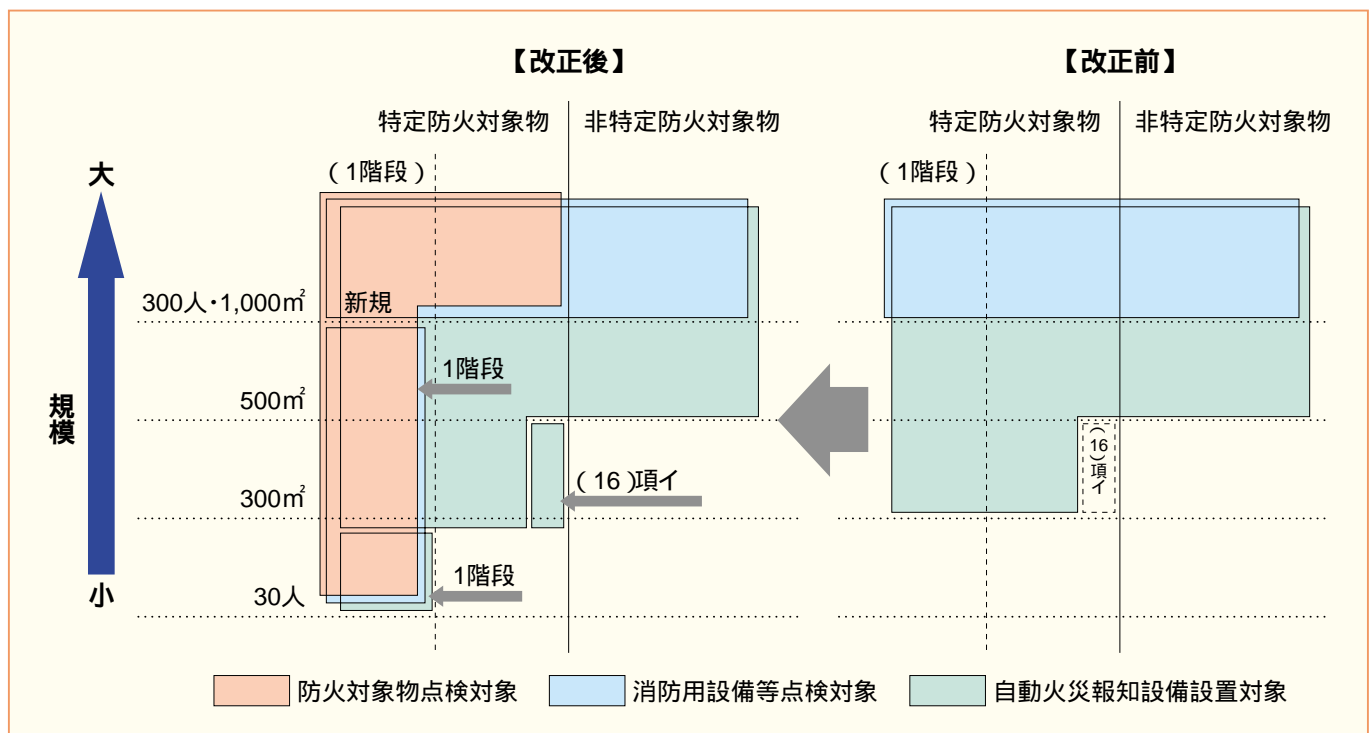
なお、ストリップ劇場、アダルトショップ、ラブホテル、ソープランド等は、これまでどおり、それぞれ（一）項イ（劇場等）（四）項（物品販売業を営む店舗）（五）項イ（ホテル）（九）項イ（特殊浴場）に分類されます。



7 施行期日について

消防法施行令の一部を改正する政令は、改正法の施行の日（平成14年10月25日）から施行することとしました。ただし、上記2及び4から6までについては、改正法附則第1条ただし書（防火対象物の定期点検報告制度について規定した部分）に規定する施行の日（平成15年10月1日）から施行することとしました。

防火対象物点検対象・自動火災報知設備設置対象・消防用設備等点検対象の関係



新宿区歌舞伎町ビル火災を踏まえた消防法の一部改正等に伴う消防法施行令の一部改正の概要

予防課・防火安全室・危険物保安室

消防法施行令の一部を改正する政令については、平成14年7月30日に閣議決定され、8月2日に公布されました（平成14年政令第274号）。この消防法施行令（以下「令」という。）の一部を改正する政令の概要は以下のとおりです。



1 改正の背景

平成13年9月1日に発生した新宿区歌舞伎町ビル火災を踏まえ、違反是正の徹底、防火管理の徹底、避難・安全基準の強化、罰則の見直し等を内容とする消防法の一部改正（平成14年法律第30号。以下「改正法」という。）を行ったところですが、これに伴い、防火対象物の定期点検報告が義務づけられる対象、避難上必要な施設等の管理が義務づけられる対象等政令に委任された事項について定めるとともに、同種の火災の再発防止策として平成13年12月に出された消防審議会答申の内容等を踏まえ、自動火災報知設備の設置対象の拡大、消防用設備等の定期点検報告が義務づけられる対象の拡大、防火対象物の用途区分の見直し等所要の改正を行いました。



2 定期点検報告義務対象

防火対象物の定期点検報告が義務づけられる対象を、特定防火対象物（令別表第一（一）項から（四）項まで（劇場等、キャバレー・遊技場等、飲食店等、百貨店等）（五）項イ（旅館・ホテル等）（六）項（病院等）（九）項イ（一定の公衆浴場）（十六）項イ（複合用途防火対象物）及び（十六の二）項（地下街）に掲げる防火対象物をいう。以下同じ。）のうち、収容人員が300人以上のもの、又は1階段のもの（特定用途（令別表第一（一）項から（四）項まで、（五）項イ、（六）項及び（九）項イに掲げる用途をいう。以下同じ。）に供される部分が避難階（注）以外の階（一階及び

二階を除く。）に存するもので、当該避難階以外の階から避難階又は地上に直通する階段が1のもの）としました。

注 避難階とは、建築基準法施行令第13条の3第1号に規定されているものであり、直接地上へ通ずる出入口のある階をいいます。



3 避難施設等の管理義務対象

避難施設等の管理が義務づけられる対象を、公衆が出入りし、又は多数の者が勤務して比較的火災発生の危険度が高く、また火災が発生した場合に、消火、延焼防止又は避難が困難で、人命の損傷や物的な面での損害をもたらすおそれが大きいものという観点から、令別表第一に掲げる防火対象物（同表（十八）項から（二十）項まで（アーケード、山林及び舟車）を除く。）としました。



4 自動火災報知設備の設置義務対象の拡大

消防審議会の答申においては、新宿区歌舞伎町ビル火災の教訓を踏まえ、避難・安全基準の強化のひとつとして、自動火災報知設備の設置対象の拡大が提言されました。これは、同火災で多数の逃げ遅れによる死者が発生したことを踏まえ、小規模雑居ビル等、特に1階段のものにおいては早期に避難を開始する必要があることに鑑みたものであり、これを受け、次のとおり設置対象を拡大しました。

令別表第一（十六）項イ（複合用途防火対象物）の防火対象物について、延べ面積300㎡以上のもの1階段のもの（特定用途に供される部分が避難階以外の階（一階及び二階を除く。）に存するもので、当該避難階以外の階から避難階又は地上に直通する階段が1のもの）



5 資格者による消防用設備等の定期点検義務対象の拡大

消防審議会の答申においては、同火災の教訓を踏まえ、防火管理の徹底方策のひとつとして、資格者による消防用設備等の定期点検が義務づけられる防火対象物の対象の拡大が提言されました。これを踏まえ、自動火災報知設備の設置対象の考え方と同様の観点から、同追加対象と同じ1階段の特定防火対象物を新たに消防用設備等の資格者による定期点検が義務づけられる対象としました。



6 用途区分の見直し

改正前においては、風俗店のうち飲食を伴わない営業形態のもの（主に性風俗施設）については、非特定防火対象物に分類されていました。

しかしながら、性風俗施設はその利用実態等から、消防審議会の答申において「飲食を伴わないものであっても逃げ遅れによる人命危険の高さに鑑みて特定防火対象物として同等の義務を課すよう基準を改正するべ

きである」との提言がされました。

これを踏まえ、性風俗施設は、風営法（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律）において、キャバレーや遊技場等の風俗施設とともに規制対象とされており、また、現行の令別表第一において、風俗施設の大半が、（二）項に規定されていることに鑑み、当該施設について（二）項八として追加することとしました。

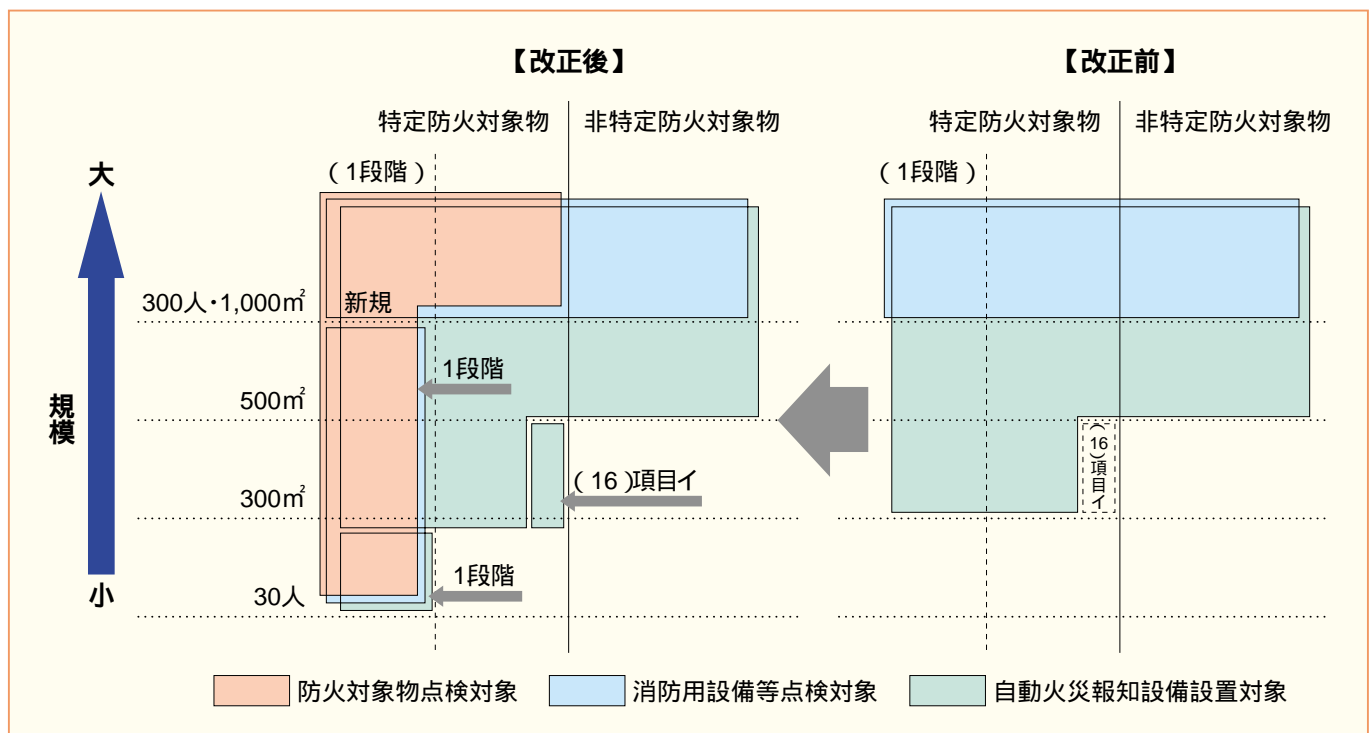
なお、ストリップ劇場、アダルトショップ、ラブホテル、ソープランド等は、これまでどおり、それぞれ（一）項イ（劇場等）（四）項（物品販売業を営む店舗）（五）項イ（ホテル）（九）項イ（特殊浴場）に分類されます。



7 施行期日について

消防法施行令の一部を改正する政令は、改正法の施行の日（平成14年10月25日）から施行することとしました。ただし、上記2及び4から6までについては、改正法附則第1条ただし書（防火対象物の定期点検報告制度について規定した部分）に規定する施行の日（平成15年10月1日）から施行することとしました。

防火対象物点検対象・自動火災報知設備設置対象・消防用設備等点検対象の関係



特集 3 「東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」の制定

震災対策室



1 法律制定の背景

東南海・南海地震（南海トラフに発生する地震）は、歴史的に見て100年から150年の間隔で繰り返し発生しており、最近では、1944年（東南海地震）及び1946年（南海地震）に発生しています（別図参照）。過去の地震を見ると、地震の揺れによる被害に加え、関東から九州にかけての太平洋沿岸を中心に、津波により、広域かつ甚大な被害が発生しています。

地震調査研究推進本部の地震調査委員会では、昨年9月27日に、この地震の発生可能性の長期的な確率評価を公表（別表参照）しましたが、最近の地震発生から既に50年以上が経過していることから、今世紀前半での発生が懸念されています。

また、中央防災会議においても、「東南海・南海地震等に関する専門調査会」を設置し、地震動や津波等による被害の想定及び地震防災対策の基本的なあり方について検討を行っており、今年度末までに結論を得る

こととなっています。

こうした動きを受け、地方公共団体においても、消防庁の呼びかけにより、平成13年11月15日「東南海・南海地震に関する府県連絡会」を設立し、関係府県の連携強化を図っています。

別表 地震調査研究推進本部の地震調査委員会公表
(平成13年9月27日)抜粋

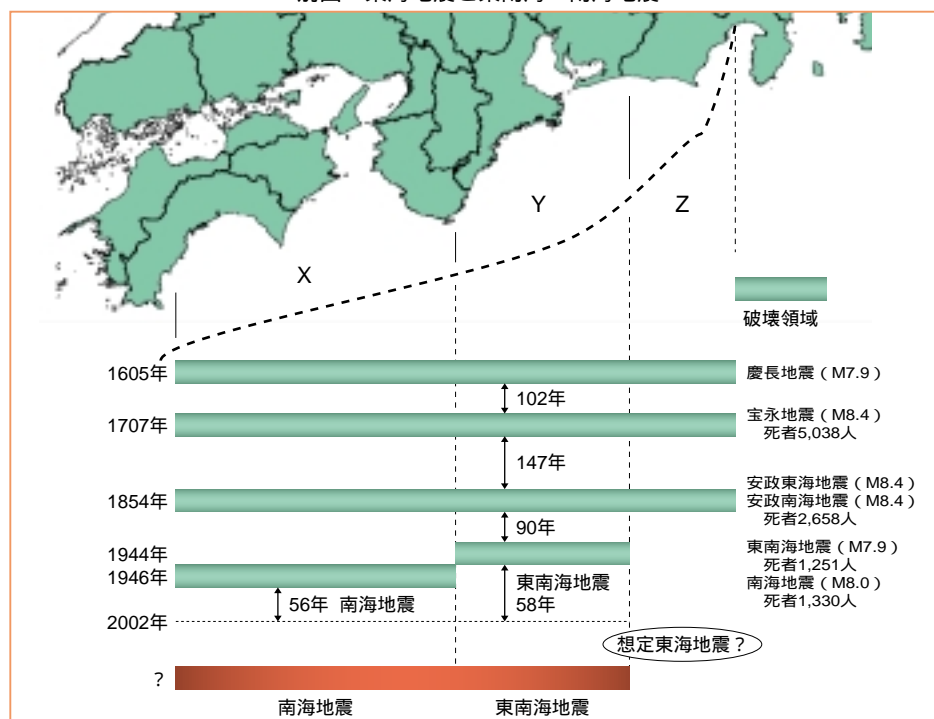
1 地震の規模

区分	予想される地震の規模
同時発生	マグニチュード 8.5前後
南海地震	マグニチュード 8.4前後
東南海地震	マグニチュード 8.1前後

2 地震発生確率

区分	南海地震	東南海地震
今後10年以内	10%未満	10%程度
今後20年以内	20%程度	30%程度
今後30年以内	40%程度	50%程度
今後40年以内	60%程度	70～80%程度
今後50年以内	80%程度	80～90%程度

別図 東海地震と東南海・南海地震



現在、想定東海地震については、地震の予知を前提とした大規模地震対策特別措置法（昭和53年6月15日法律第73号）に基づき地震防災対策の強化が図られています。一方、東南海・南海地震については、東海地震と同じメカニズムで発生する海溝型地震ではありますが、現時点では地震の予知が困難と考えられています。

しかし、東南海・南海地震は、マグニチュード8クラスの巨大地震で今世紀前半での発生が指摘されており、地震の揺れや津波により、その被害は広域かつ甚大におよぶことが予想され、観測施設等を含めた地震防災上緊急に整備すべき施設の整備を推進するとともに、民間事業者も含めた津波避難対策の強化など、東南海・南海地震対策に対する地震防災対策の強化を図る必要があります。

こうしたことから、東南海・南海地震による災害から国民の生命、身体及び財産を保護するため、東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進を図ることを目的とする「東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」が、この7月19日に可決成立し、同26日に公布されました。

法律の概要は次のとおりです。



2 法律の概要

(1) 目的

東南海・南海地震による災害から国民の生命、身体及び財産を保護するため、東南海・南海地震防災対策推進地域の指定、東南海・南海地震防災対策推進基本計画等の作成、地震観測施設等の整備、地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備等について特別の措置を定めることにより、東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進を図る。

(2) 推進地域の指定等

ア 内閣総理大臣は、東南海・南海地震が発生した

場合に著しい地震災害が生ずるおそれがあるため、地震防災対策を推進する必要がある地域を、東南海・南海地震防災対策推進地域として指定する。

- イ 内閣総理大臣は、推進地域の指定をするときは、あらかじめ中央防災会議に諮問する。
- ウ 内閣総理大臣は、推進地域の指定をするときは、あらかじめ関係都府県の意見を聴く。関係都府県が意見を述べるときは、あらかじめ関係市町村の意見を聴く。
- エ 内閣総理大臣は、推進地域の指定を受けた地域が大規模地震対策特別措置法の東南海・南海地震に係る地震防災対策強化地域の指定を受けることとなったときは、当該地域について推進地域の指定の解除をする。

(3) 基本計画の作成等

ア 基本計画

中央防災会議は、推進地域の指定があったときは、東南海・南海地震防災対策推進基本計画を作成し、及びその実施を推進する。基本計画は、国の東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する基本的方針、推進計画及び対策計画の基本となるべき事項その他推進地域における地震防災対策の推進に関する重要事項について定める。

イ 推進計画

推進地域の指定があったときは、指定行政機関の長、指定公共機関等は防災業務計画において、地方防災会議等は地域防災計画において、石油コンビナート等防災本部等は石油コンビナート等防災計画において、避難地、避難路、消防用施設その他東南海・南海地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項、東南海・南海地震に伴い発生する津波からの防護及び円滑な避難の確保に関する事項等について定める。

ウ 対策計画

推進地域内において、病院、百貨店等不特定多数の者が出入りする施設等を管理・運営する者（東南海・南海地震に伴い発生する津波に係る地震防災対策を講ずべき者に限る。）は、東南海・南海地震に伴い発生する津波からの円滑な避難の確保に関する事項等を定めた計画を作成し、都府県知事に届け出る。ただし、消防法に規定する消防計画等においてこれらの事項を定めたときは、この限りでない。

（４）地震観測施設等の整備

国は、東南海・南海地震に関する観測及び測量のための施設等の整備に努める。

（５）地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備等

国及び地方公共団体は、推進地域において、避難地、避難路、消防用施設その他東南海・南海地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備等に努める。

（６）財政上の配慮等

国は、東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進のため必要な財政上及び金融上の配慮をする。

（７）施行期日

この法律は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。



3 災害対策特別委員会の附帯決議

この法律は、平成14年7月16日に衆議院災害対策特別委員会及び7月17日に参議院災害対策特別委員会において審議されましたが、これらの委員会において、それぞれ附帯決議がなされており、その概要は次のとおりです。

東南海・南海地震に係る防災対策推進のための

国・地方公共団体の組織体制の充実強化、必要な施策の速やかな実施。

地震に関する観測・測量のための施設等の早急な整備、地震予知に資する科学的な技術水準の向上。

東南海・南海地震において最も警戒をすべき津波災害の特性について国民への周知徹底、定期的避難訓練の実施等に配慮。

港湾整備事業等の速やかな実施、避難地、避難路等の避難施設の整備等、必要な施策の実施。

ハザードマップの整備や電子図面の整備等、復旧に必要な対策の強化。

ライフラインの復旧について国及び地方公共団体等は積極的な協調・協力。

他の海溝型地震についても同様の措置の実施。



4 今後の取組

この法律に定める「推進地域」は、中央防災会議の「東南海・南海地震等に関する専門調査会」における地震動や津波等による被害の想定等の検討結果を踏まえながら、その範囲等が検討され、その後、関係都府県知事の意見聴取等を経て指定されることとなります。

「推進地域」に指定された場合、地方公共団体等は「推進計画」、不特定多数の者が出入りする施設の管理者等（東南海・南海地震に伴い発生する津波に係る地震防災対策を講ずべき者に限る）は「対策計画」をそれぞれ作成しなければならないこととなります。

消防庁としては、「東南海・南海地震に関する府県連絡会」等を通じて、地方公共団体との情報交換を密にし、より一層連携を強化するとともに、推進計画や対策計画の策定にあたっては、地方公共団体に対して適切に助言、支援することにより、東南海・南海地震対策を着実に推進していくこととしています。

台風のこと

9月に入り暑い夏も一山越えて、『台風』の季節になりました。毎年、各地に大きな災害や農作物等への被害、海難事故等を引き起こす『台風』ですが、今月はこの『台風』について調べてみました。

もともと『台風』は中国語の“颱”と英語の typhoon からきており、『颱風』と書かれていました。しかし、1946（昭和21）年に制定された当用漢字に“颱”の字がなかったため『台風』となったのが語源です。

では、どういったものを『台風』と呼ぶのかというと、熱帯の海上（水温25℃以上）で発生する低気圧を“熱帯低気圧”と呼び、このうち北西太平洋で発達して中心付近の最大風速がおよそ17m/s以上になったものを『台風』と呼ぶのです。この『台風』の平均的なエネルギーは広島、長崎に落とされた原子爆弾の10万個分に相当するものといわれていますから、その力は相当なものです。

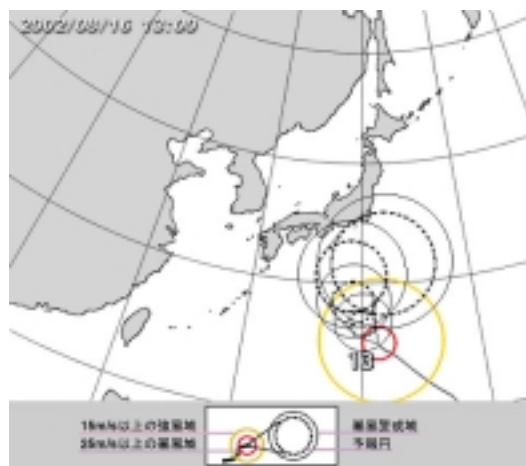
天気予報などでよくいわれる「台風第 号」

という名称ですが、これは、気象庁で毎年1月1日以降から数え始め、早い順に第1号、第2号...と呼んでいます。台風第1号の発生は意外に早く、毎年春先に発生しているケースが多いようです。さらに「台風の上陸」とは、北海道、本州、四国、九州の4島のいずれかに台風の中心が来たときをいい、300km以内までに近づいたときを「日本列島に接近した」といいます。

過去に、日本に上陸した大きな台風で記憶に新しいものでは「平成2年第19号」「平成3年第19号」「平成5年第13号」などがあります。1934（昭和9）年の室戸台風、1945（昭和20）年の枕崎台風や1959（昭和34）年の伊勢湾台風等も多くの被害を及ぼしたものとして記録されています。

近年では予報技術の向上、報道機関や防災機関などによる気象情報の周知、防災設備や避難体制の充実などにより『台風』による被害は減少してきているといわれていますが、今後とも大きな被害がないことを祈るばかりです。

（参考文献：日本大百科／小学館）



「平成14年第13号」台風の天気図
気象庁ホームページより

「救急の日」及び「救急医療週間」の実施

救急救助課

1 はじめに

「救急の日」は、救急医療及び救急業務に対する国民の正しい理解と認識を深め、かつ、救急医療関係者の意識の高揚を図ることを目的とし「救急医療週間」とともに昭和57年に定められました。以来、毎年9月9日を「救急の日」とし、この日を含む1週間を「救急医療週間」としています。

今年は9月8日（日）から9月14日（土）まで、全国各地において消防庁、厚生労働省、都道府県、市町村、全国消防長会、社団法人日本医師会、日本救急医学会、その他関係機関の緊密な協力により、その趣旨にふさわしい内容の行事が実施されます。

2 「救急の日」及び「救急医療週間」実施の重点事項

具体的な実施事項については、各都道府県において関係機関と協議のうえ定めるものとしていますが、その実施にあたっては、次の事項に重点を置くものとしています。

(1) 応急手当の普及啓発

パンフレットを配布するほか、応急手当講習会や研修会等を通じ、緊急時における心肺蘇生等応急手当の実技指導を行うとともに、救急事故の未然防止、その他救急業務に関する知識の普及を図ること。

(2) 救急医療システム及び救急搬送システムの紹介と適正な利用方法の普及啓発

初期、第二次及び第三次救急医療体制、救急医療情報システム並びに救急搬送システムの実情を新聞、テレビ、ラジオ、雑誌、広報誌等の各種広報媒体を通じて広く紹介するとともに、救急医療施設、救急医療情報システム及び救急車の適正な利用方法の普及を図ること。

(3) 救急医療関係者、救急隊員等の表彰及び研修

救急医療もしくは救急業務に功績のあった救急医療関係者、救急隊員等に対して都道府県知事、市町村長等の表彰を行うほか、救急医療関係者及び救急

隊員の知識の向上や意識の高揚を図るための研修会又は講習会を開催すること。

3 救急功労者表彰

救急業務の推進に貢献のあった個人又は団体に対して、消防庁長官の表彰を行います。



救急功労者表彰

4 「救急の日2002」救急フェアの開催について

今年も消防庁と厚生労働省との共催により9月9日（月）から11日（水）までの3日間、JR東京駅において「救急の日2002」救急フェアを開催します。

これは救急現場で活躍している医療関係者、救急救命士等の救急隊員の活動を広く国民に広報し、救急医療及び救急業務に対する正しい理解と認識を深めることを目的としており、具体的には心肺蘇生法を中心とした応急手当の実演や実技指導、パネルを利用した救急医療システム及び救急搬送システムの紹介等を行います。

5 ポスター

今年度のポスターは、応急手当を覚えてほしい人は、決して特別な人でなく、あなたを含めた一般の人たち

であるとして、広く身近な人に応急手当を覚えてもらおうと呼びかけています。

また、このポスターは、毎年財団法人日本宝くじ協会の協力により財団法人救急振興財団で製作し、各都道府県、市町村、消防機関等に配布、掲示しています。

6 おわりに

救急出場件数は、救急業務を開始して以来、年々増加の一途を辿っており、今後もますます救急業務に対する国民のニーズは高まっていくものと考えられます。

消防庁としましては、救急救命士の養成をはじめとする救急隊員の教育訓練の推進、消防機関と医療機関の連携体制の充実強化、高規格救急自動車等の資機材整備の促進など、救急業務の高度化に向けた施策を推

進しておりますが、国民自らが「救急の日」及び「救急医療週間」を通じて救急医療や救急業務、応急手当について正しい理解と認識を深めることが重要です。

応急手当の重要性は、救急事故発生時などその場に居合わせた人が、適切な応急手当を速やかに行い、傷病者の救命効果を一層向上させることにあります。

傷病者の救命のためには、迅速な通報、その場に居合わせた人による応急手当、救急隊員の応急処置と搬送、そして、医療機関での処置がスムーズに連携して行われることが不可欠です。

今年度も全国各地で種々の行事が行われますが、この機会に応急手当の重要性を再認識し、救急業務に対する国民の理解が深められますよう、各自治体等において積極的な普及啓発活動が展開されることを期待します。



新時代にふさわしい常備消防体制の在り方研究会の開催

消防課

1 研究会設置の目的

昭和23年の消防組織法施行以来、市町村消防の原則に基づいて消防体制の充実が図られ、平成13年には98.0%の市町村において常備消防が設置されるに至っています。

このような中、常備消防は、消防需要の増大、高度化、専門化に的確に対応しつつ、今後とも住民の期待と信頼にこたえ得る消防サービスを提供していく必要があります。

そこで、現行の消防制度発足後半世紀以上を経過した現時点で、現行の消防体制を再点検し、今後の在り方について基本的な方向を検討するため、消防庁では、「新時代にふさわしい常備消防体制の在り方研究会」を設け、議論を進めています。

研究会は、大森彌座長をはじめ学識経験者、地方公

共団体及び消防本部の代表で構成しています。

2 開催状況及び今後の予定

平成14年3月に第1回を開催して以来、8月までに4回の会合を開いております。

これまで、常備消防の充実、国、都道府県及び市町村の役割分担を中心に議論してきました。

また、地方分権改革推進会議が、平成14年6月17日に公表した「事務・事業の在り方に関する中間報告」においても、消防制度が取り上げられており、これも踏まえた検討を行っております。

現在までの主な論点は、別表のとおりです。

近く、中間的に、議論のとりまとめを行う予定です。その後、平成14年度内に、研究会としての最終的な報告を行うこととしています。

別表 主な論点

1 市町村消防の充実・強化

小規模な消防本部では、専門要員の確保、施設・設備の整備、財政基盤の確立などの面で課題を抱える場合が多い。また、市町村では、消防と防災の担当部局が分離しているところが多く、災害発生時の円滑・迅速な対応や総合的な判断を欠く例がある。

このため、消防本部の広域再編や消防と防災の連携方策の検討が必要である。

2 通常の消防防災事務を充実・強化するための執行体制のあり方

市町村が消防責任を果たすためには、当該消防本部の対応のみにとどまらず、他の主体に対して事務執行を委ねたり、協力を求めるなど、柔軟で効率的な対応を図る必要がある。

このため、一定範囲での相互応援協定や、片務的・恒常的に他の主体が一部の事務を処理する方式を検討する必要がある。

また、都道府県が連絡調整機能を発揮できるようにする必要がある。

3 大規模・特殊災害等の発生時における広域的な消防防災体制のあり方

単一の消防本部による対応や通常の相互応援協定の履行を通じた対応では、限界のある大規模・特殊災害時等においては、広域的な対応が必要である。

このため、緊急消防援助隊の機能拡充と国の責任の明確化、指定都市消防本部等の機動的な活用、都道府県の役割などについて、検討する必要がある。

4 消防体制に係る諸課題への対応

現在の消防体制は、近年の分権型社会における行政のあり方を率先して実施しているが、今後とも、国の関与は必要限度にとどめるとともに、大規模・特殊災害時等においては、国の責任と役割分担（関与、財政負担等）の明確化を検討する必要がある。

また、消防防災分野における幅広い人材の育成や民間の自衛消防組織の活用など、地域の消防力の充実策についても、検討する必要がある。

そのほか、情報通信機能の高度化や救急業務の今後のあり方などについても、検討の必要がある。

新時代にふさわしい常備消防体制の在り方研究会メンバー（順不同、敬称略）

座長	大森 彌	千葉大学法経学部教授 東京大学名誉教授	委員	重川希志依	富士常葉大学環境防災学部助教授
				白谷 祐二	東京消防庁次長
委員	青砥 謙一	兵庫県防災監		古川 俊一	筑波大学社会工学系教授
	大永 尚武	富山県副知事		本城 光一	大阪市消防局長
	小川 和久	危機管理アナリスト		山本 文男	福岡県添田町長
	國吉 政明	千葉市消防局長		渡邊 崇浩	北九州市消防局長
	小嶋 善吉	静岡市長			
	小西砂千夫	関西学院大学大学院経済学研究科/ 産業研究所教授			



常備消防体制の在り方研究会

平成13年中の危険物に係る事故の概要

危険物保安室

1 概況

平成13年中(平成13年1月1日～平成13年12月31日)に発生した危険物施設における火災・漏えい事故件数は、火災事故が169件(前年194件)、漏えい事故が334件(同317件)で合計503件(同511件)となっており、前年より8件減少したものの依然高い数値を示しています。また、その他の事故(火災、漏えいを伴わない危険物施設の破損等)は108件(同112件)となっています。

一方、無許可施設、危険物運搬中等の危険物施設以外での事故は60件(同49件)となっており、その内訳は火災事故が24件(同16件)、漏えい事故は33件(同31件)、その他の事故が3件(同2件)となっています。

これらの事故による被害は、火災によるものが死者7人(同6人)、負傷者55人(同60人)、損害額12億3,230万円(同27億4,431万円)、漏えい事故によるものが死者2人(同3人)、負傷者47人(同42人)、損害額2億5,454万円(5億2,982万円)となっています。(第1表、第2表、第3表参照)

2 火災の発生及び被害の状況

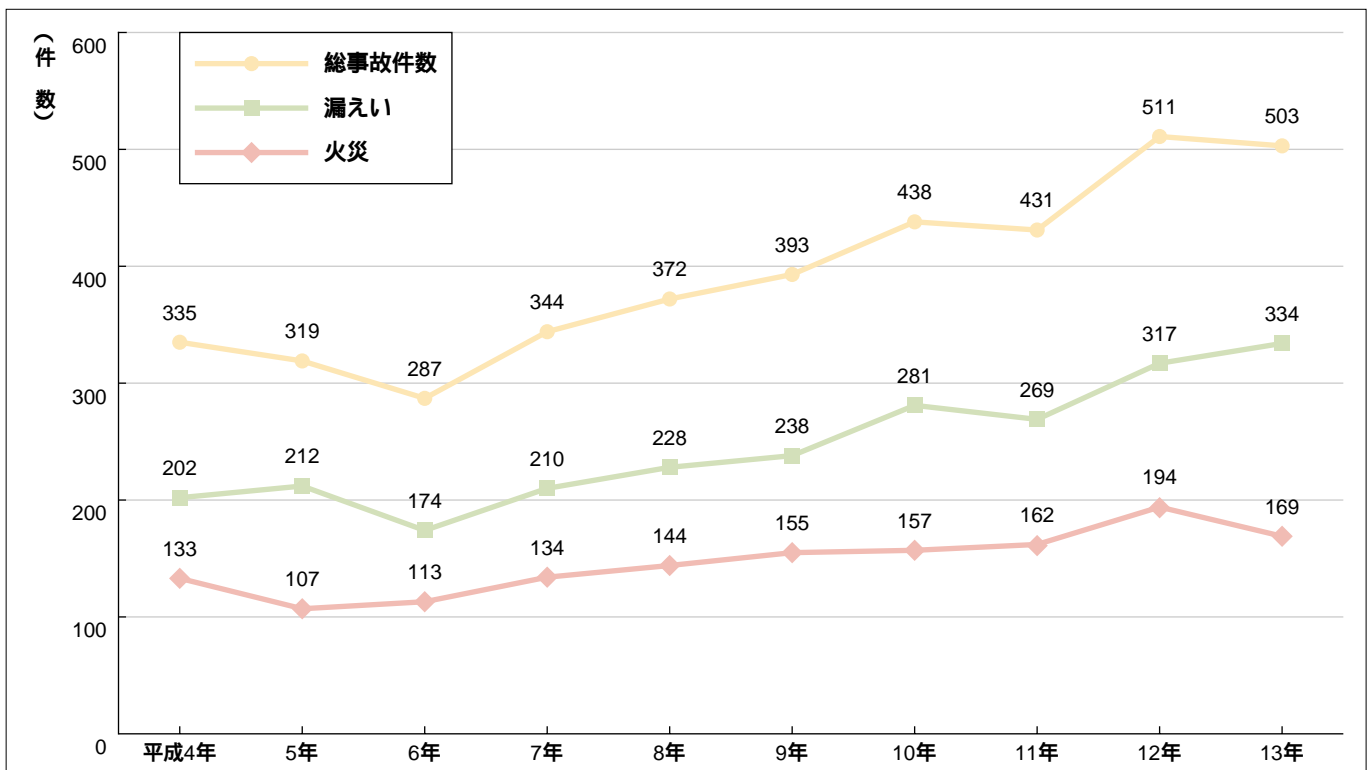
平成13年中に発生した危険物に係る火災193件の内訳は、危険物施設におけるもの169件、無許可施設におけるもの13件、危険物運搬中のもの11件となっています。

平成13年中に危険物施設において発生した火災件数は169件(前年194件)であり、被害は、死者1人(同6人)、負傷者47人(同54人)、損害額10億6,992万円(同21億7,098万円)となっています。前年と比べ、火災の発生件数は25件、死者は5人、負傷者は7人、損害額は11億106万円それぞれ減少しました。

3 火災の発生原因及び着火原因

平成13年中に発生した危険物施設における火災の発生原因の比率を、人的要因(管理不十分、誤操作、確認不十分、不作為)、物的要因(腐食等劣化、設計不良、故障、施工不良、破損)及びその他の要因(放火等、交通事故、類焼、地震等災害、その他)に区分してみると、人的要因が60.9%(103件)と最も多く、次いで物的要因が16.0%(27件)、その他の要

第1表 危険物施設における火災・漏えい事故件数の推移



注) 平成6年北海道東方沖地震及び三陸はるか沖地震、平成7年阪神・淡路大震災、平成12年鳥取県西部地震による事故件数を除く。

因(不明、調査中を含む。)が23.1%(39件)となっています。

また、主な着火原因は、静電気火花が17.8%(30件)で最も多く、次いで裸火17.2%(29件)、過熱着火16.0%(27件)となっています。

4 漏えい事故の発生及び被害の状況

平成13年中に発生した危険物に係る漏えい事故367件の内訳は、危険物施設におけるもの334件、無許可施設におけるもの11件、危険物運搬中のもの20件、少量危険物施設におけるもの2件となっています。

平成13年中に危険物施設において発生した漏えい事故は、334件(前年317件)で、被害は、死者2人(同3人)、負傷者41人(同35人)、損害額2億5,011万円(同5億2,637万円)となっています。前年に比べ、事故件数は17件増加、死者は1人減少、負傷者は6人増加、損害額は2億7,626万円減少しました。

5 漏えい事故の発生原因

危険物施設における漏えい事故の発生原因の比率を、

人的要因、物的要因及びその他の要因に区別してみると、人的要因が53.0%(177件)と最も多く、次いで物的要因が32.9%(110件)、その他の要因(不明、調査中を含む。)が14.1%(47件)となっています。

漏えい事故の発生原因を個別にみると、腐食等劣化によるものが21.9%(73件)と最も多く、次いで管理不十分によるものが18.6%(62件)、確認不十分によるものが16.8%(56件)となっています。

6 まとめ

危険物施設における火災、漏えい事故件数は、平成6年以降増加傾向にあり、昨年も依然として高い数値を示しております。消防庁としましては、これまで危険物施設等における保安管理の徹底や消防機関による立入検査の強化、事業者の保安意識の向上など事故防止対策の実施をお願いしてきたところですが、このような状況を踏まえ、事故原因の分析体制の強化など、総合的かつ体系的に危険物施設等における事故防止対策を推進することとしています。

第2表 平成13年中に発生した危険物に係る事故の概要

区分	事故の態様 発生件数等	危険物 に係る 事故発生 件数	火 災			漏えい事故			その他 発生 件数		
			発生 件数	被 害		発生 件数	被 害				
				死者数	負傷者数		損害額 (万円)	死者数		負傷者数	損害額 (万円)
施設以外 危険物	危険物施設	611	169	1	47	106,992	334	2	41	25,011	108
	無許可施設	24	13	6	3	13,784	11	0	0	16	0
	危険物運搬中	34	11	0	5	2,454	20	0	6	284	3
	少量危険物施設	2	0	0	0	0	2	0	0	143	0
	仮貯蔵・仮取扱	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	小 計	60	24	6	8	16,238	33	0	6	443	3
	合 計	671	193	7	55	123,230	367	2	47	25,454	111

第3表 危険物に係る事故の発生件数等の推移

区分	事故の態様 発生件数等	危険物 に係る 事故発生 件数	火 災			漏えい事故			その他 発生 件数		
			発生 件数	被 害		発生 件数	被 害				
				死者数	負傷者数		損害額 (万円)	死者数		負傷者数	損害額 (万円)
	平成4年	455	157	11	74	395,710	222	1	22	31,180	76
	平成5年	407	119	8	65	393,973	219	1	12	41,859	69
	平成6年	511	136	7	52	302,298	219	1	18	16,340	156
	平成7年	1,828	167	2	101	810,788	383	1	64	298,532	1,278
	平成8年	551	173	2	55	358,847	268	0	6	19,985	110
	平成9年	558	181	3	57	530,298	266	0	30	20,312	111
	平成10年	589	181	5	68	336,679	305	2	31	42,858	103
	平成11年	583	188	4	48	548,891	298	1	20	55,323	97
	平成12年	672	210	6	60	274,431	348	3	42	52,982	114
	平成13年	671	193	7	55	123,230	367	2	47	25,454	111

- (注) 1 危険物施設、無許可施設、危険物運搬中及び仮貯蔵・仮取扱中の火災及び漏えい事故について掲載した。
 2 平成7年中の漏えい事故の死傷者数には、阪神・淡路大震災により漏えいがあった施設における死者1人、負傷者1人を含む。
 3 平成12年中の漏えい事故の損害額には、鳥取県西部地震により漏えいがあった施設における損害額を含む。

平成13年中の石油コンビナート等 特別防災区域の特定事業所における事故概要

特殊災害室

平成13年中（平成13年1月1日～同年12月31日）に発生した石油コンビナート等特別防災区域の特定事業所における事故（以下「事故」という。）について、関係道府県からの報告をもとにとりまとめましたので、その概要を紹介します。

1 概況

平成13年中の事故の総件数は86件で、前年（82件）より4件増加しました。

地震による事故を除いた事故発生件数の推移としては、長期的には減少傾向にありましたが、平成6年からは増加している傾向が見られます（図1参照）。

事故を種別ごとに前年と比較すると、火災48件（前

年比1件増）、爆発0件（同1件減）、漏えい36件（同6件増）、その他2件（同2件減）となっています（表1参照）。

事故による被害は、15件の事故により死者1名、負傷者43名が発生しており、前年（7件の事故により負傷者13名、死者は発生していない。）と比較して死傷者が発生した事故の件数及び事故による死傷者数は大きく増加しています。

また、損害額2億4,108万円で、前年（3億9,510万円）と比較して1億5,402万円減少しています。

2 事故の発生状況

（1）特定事業所の種別ごとの事故発生状況

特定事業所の事故86件を事業所種別ごとに見ると、第1種事業所における事故が67件（77.9%）、第2種事業

図1 事故発生件数の推移

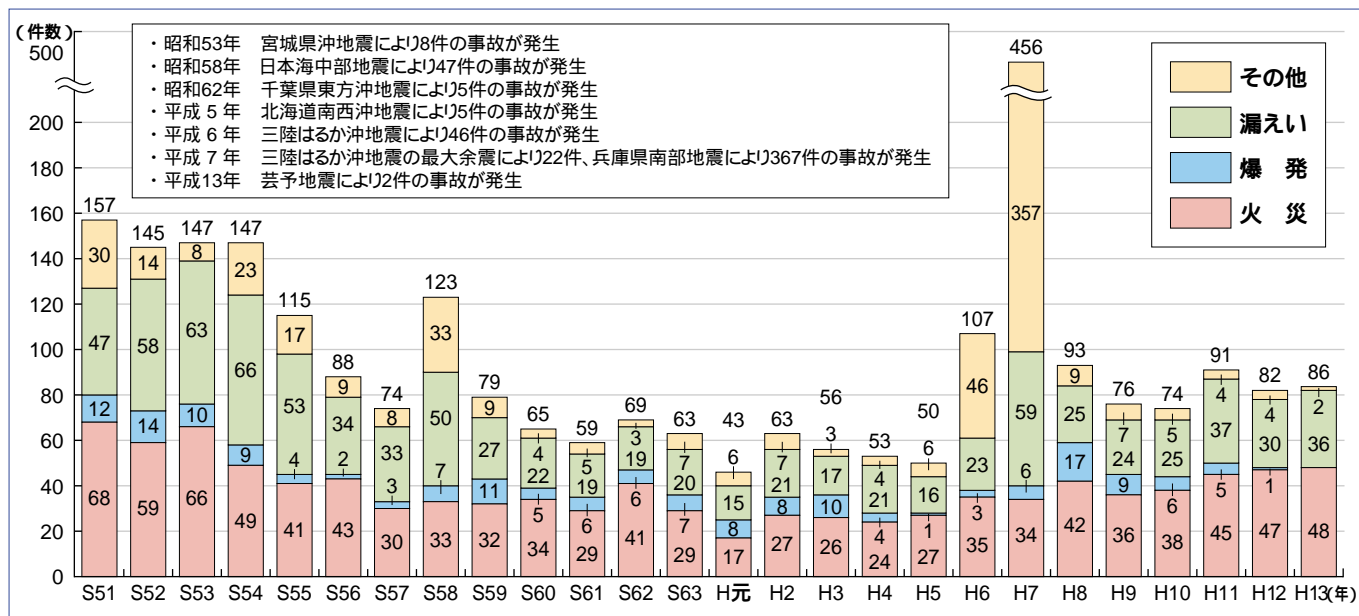


表1 平成12年中、13年中事故発生状況

種別	平成12年中の件数	平成13年中の件数
火災	47	48
爆発	1	0
漏えい	30	36
その他	4	2
合計	82	86

所における事故が19件（22.1%）となっています。

さらに第1種事業所の内訳としては、レイアウト規制対象の事故が56件（65.1%）、レイアウト規制対象以外の事故が11件（12.8%）となっています。

1事業所あたりの事故発生率は、レイアウト規制対象事業所が25.9%と最も高くなりました（表2参照）。

（2）特定事業所の業態別の事故発生状況

特定事業所における事故発生状況を業態別に見ると、

鉄鋼業関係が25件（29.1%）、化学工業関係が23件（26.7%）、石油製品・石炭製品製造業関係が18件（20.9%）等となっています。

(3) 施設区別の事故発生状況

施設区別に事故発生状況を見ると、危険物施設に係る事故が35件（40.7%）、高圧ガスと危険物が混在する施設（以下「高危混在施設」という。）に係る事故が6件（7.0%）、高圧ガス施設に係る事故が2件（2.3%）、その他の施設に係る事故が43件（50.0%）となっています（表3参照）。

危険物施設に係る事故及び高危混在施設に係る事故（合計41件）を危険物製造所等別に区別すると、一般取扱所22件（53.7%）、屋外タンク貯蔵所8件（19.5%）、製造所7件（17.1%）等となっています（図2参照）。

(4) 月別、時間帯別の事故発生状況

事故発生状況を月別に見ると、12月に発生したものが10件（11.6%）と最も多く、次いで5月、8月、10月のそれぞれにおいて発生したものが9件（10.5%）となっています。

また、事故発生状況を時間帯別に見ると、10時台及び16時台に発生したものが9件（10.5%）と最も多く、8時台から16時台までの間をみると51件の事故が発生しており総件数の59.3%を占めています。

(5) 作業状況別の事故発生状況

事故発生時における当該施設での作業状況別に見ると、運転操作中に発生したものが21件（24.4%）、監視中に発生したものが19件（22.1%）等となっています（図3参照）。

3 主要原因別の事故発生状況

事故発生状況を主要原因別に見ると、人的要因によるものが50件（58.1%）、物的要因によるものが27件（31.4%）となっています。人的要因によるもののうち管理不十分によるものが25件あり、人的要因の事故原因の50.0%を占めています（表4参照）。

4 死傷者の発生状況

死傷者の発生した事故は15件で、これらの事故により死者1名、負傷者43名が発生しています（表5参照）。

過去10年における死傷者の発生状況を見ると、事故1件あたり概ね3名が死傷している状況にあります。

5 損害額の状況

全事故による損害額の合計は2億4,108万円となりました。（ただし、損害額1万円未満のものは、0円として処理しています。以下同じ。）

表2 特定事業所種別ごとの事故発生状況

事業所種別	特定事業所数 (A)	事故件数 (B)	事故の総件数に対する割合 (%)	一事業所あたりの事故発生率 (%) (B/A x 100)
第1種事業所	446	67	77.9	15.0
レイアウト対象	216	56	65.1	25.9
レイアウト対象外	230	11	12.8	4.8
第2種事業所	363	19	22.1	5.2
合計	809	86	100.0	10.6

注 特定事業所の数は、平成13年4月1日現在のものである。

図2 危険物製造所等別の事故発生状況

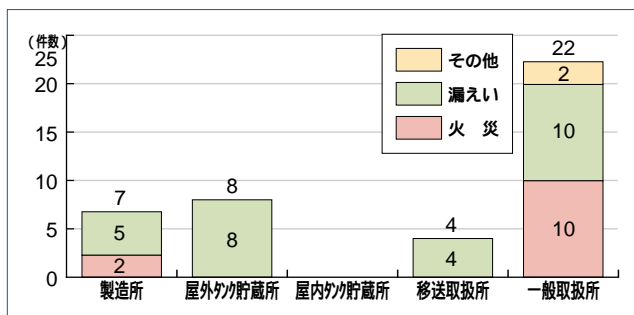
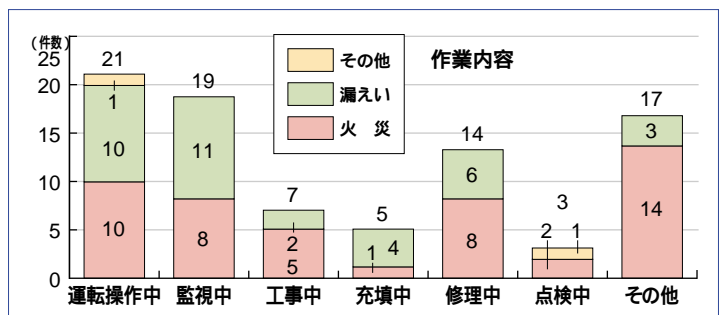


表3 施設区別の事故発生状況 (件数)

施設事故	危険物施設	高危混在施設	高圧ガス施設	その他施設	合計
火災	10	2	0	36	48
爆発	0	0	0	0	0
漏えい	23	4	2	7	36
その他	2	0	0	0	2
合計	35	6	2	43	86

図3 事故発生時における作業状況



損害額別に見ると、百万円未満の事故が66件(76.7%)、百万円以上1千万円未満の事故が15件(17.4%)、1千万円以上1億円未満の事故が3件(3.5%)となっています(図4参照)。

事故の種別ごとの損害額は、火災によるものが2億1,125万円(87.6%)、漏えいによるものが2,133万円(8.8%)、その他の事故によるものが850万円(3.5%)となっています。

6 事故発生時の通報状況

事故発生時における消防機関等への通報に要した時

間の状況を見ると、事故の発見から10分未満に通報が行われた事故が、22件(25.6%)であり、10分以上の時間を経過してからの通報が行われた事故は64件(74.4%)となっています(図5参照)。

また、通報手段別(消防機関覚知別)に見ると、119番通報が38件(44.2%)と最も多く、次いで一般加入電話が20件(23.3%)、ホットラインによる通報が15件(17.4%)、事後聞知によるものが8件(9.3%)となっています(図6参照)。

表4 主要原因別の事故発生状況

事故発生主要原因		事故件数	割合(%)
人的要因	管理不十分	25	29.1
	誤操作	1	1.2
	確認不十分	10	11.6
	不作為	8	9.3
	施工不良	3	3.5
	設計不良	3	3.5
	小計	50	58.1
物的要因	腐食等劣化	20	23.3
	破損	4	4.7
	故障	3	3.5
	小計	27	31.4
交通事故		1	1.2
自然災害		2	2.3
不明・調査中		6	7.0
合計		86	100.0

図4 損害額の状況

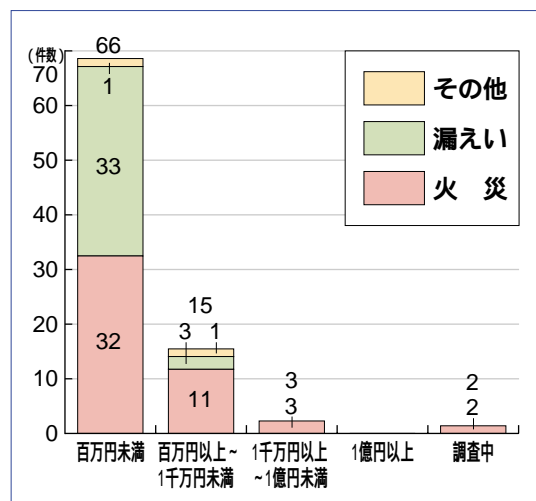


表5 死傷者の発生状況

区分	死傷者の発生した事故件数	死傷者の数	
		死者	負傷者
火災	6	1	10
爆発	0	0	0
漏えい	9	0	33
その他	0	0	0
合計	15	1	43

図5 発見から通報までの時間の状況

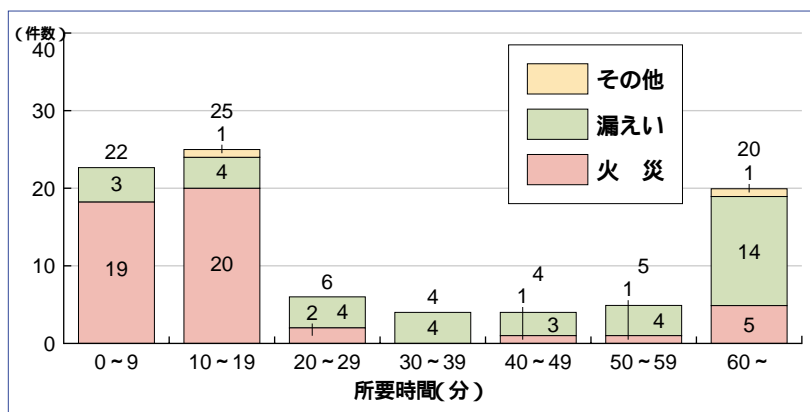
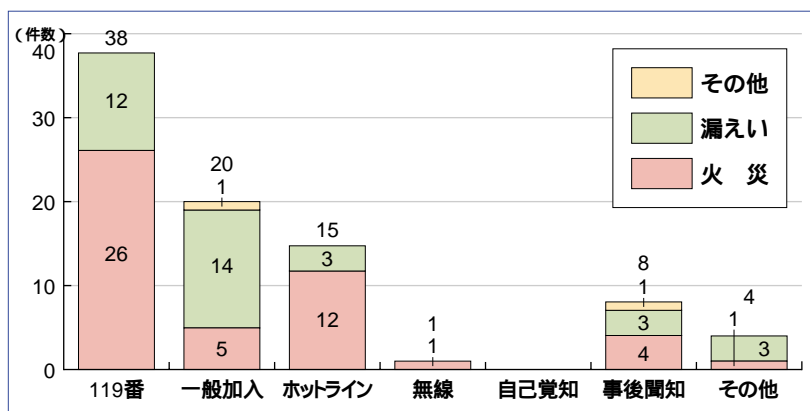


図6 通報手段の状況



広島県 呉市消防局



広島県 呉市消防局
局長 **大森 健三**

「災害に強い、安全なまちづくり」

我が呉市は、広島県の南西部に位置する瀬戸内海に面した気候温和で自然環境に恵まれた都市です。

人口204,602人、市域面積146.35平方キロメートル、そのうち54パーセントが山林であり、平坦地が少なく、海まで張り出した山塊によって市街地が各地に分断されています。臨海部は重工業地域で占められ、急傾斜地に民家が密集した特異な土地利用形態となっています。

呉市は、明治19年第2海軍区軍港都市に指定され、呉鎮守府の開庁とともに本格的な海軍基地の建設が進められました。海軍の拡張とともに、工場や関連施設が次々に建設され、最盛期には人口40万人を超える、日本一の海軍工廠を擁する町として発展しました。

近年では、平成6年に、1市12町で構成する呉地方拠点都市地域、同12年には、特例市の指定を受け、今年市制100周年という記念すべき節目を迎えました。これからも市民と行政が一体となって、将来像である『想

像とふれあいの海洋・拠点都市』をめざします。

当消防局は、昭和23年3月自治体消防として発足し、現在、1本部2消防署11出張所（うち受託地域3出張所）325名の消防職員で構成しています。さらに、非常備消防として、1本部21分団741名の消防団員を擁しています。

呉市は、その地理的・地形的特性から、他都市に比べて災害危険区域数が多く、幾多の自然災害を経験しています。近年では、平成11年6月29日の集中豪雨災害、平成13年3月24日の芸予地震により甚大な被害を受けました。これらの災害を教訓として、防災拠点施設の耐震化、耐震性防火水槽の整備等、広域的・総合的な防災体制の強化を図っています。

また、救急業務では、このような地形を考慮し、平成10年から救急隊支援を実施しています。これは、高台や急傾斜地で発生した救急患者を安全かつ迅速に搬送するため、応援隊を出勤させるものです。さらに、救命率向上のため、平成13年9月から救急資機材を積載した消防隊を救急現場に出勤させる『救命消防隊』の運用を開始しました。

最後に、複雑多様化する災害や年々増加の一途にある救急需要に対応するため、さらなる消防力、救急・救助体制を強化し、市民の生命・財産を守り、『災害に強い、安全なまちづくり』を推進し、消防防災体制の強化に全力を尽くしてまいります。



救急現場に向かう救命消防隊



救命消防隊による応急処置の様子



呉市総合防災訓練での消火訓練

JICA(国際協力事業団)研修生に 救急救助技術指導

～国際的な消防技術協力～

大阪市消防局

大阪市消防局では、JICA(国際協力事業団)から研修委託されている総務省消防庁の要請を受け、参加国の救急救助技術の向上に寄与することを目的とし、8月5日(月)から約2か月間、9か国10名の研修生に対し、救急救助に関する技術研修を行う。研修生は大阪市内の消防署や大阪市消防学校のほか、京都市や神戸市などにおいて、救助基礎訓練、応急救護処置、航空・山岳救助等に関する研修を受け、必要な技術・知識を習得する。



大阪市消防局で行われた救急救助技術研修開講式

「秋田市竿燈まつり」の 消防特別警戒の実施

秋田市消防本部

8月3日から6日まで開催された「秋田市竿燈まつり」の消防特別警戒を実施した。

この祭りは、江戸時代、真夏の病魔や邪気を払う「ねぶり流し」の行事と五穀豊穡の願いを込めて始められたとされており、現在東北4大祭りの1つに数えられている。

主会場の竿燈大通りには、全国から123万人の見物客が訪れ、当消防本部から救助隊1隊、救急隊2隊、

救護班2班、および場内警戒員33名を期間中派遣するなどし特別警戒にあたった。



竿燈大通りでの警戒状況

秋田県

消防

大阪府

望〈ぼうろう〉楼

沖縄県

BC災害対応訓練を実施

岐阜市消防本部

岐阜市消防本部では、6月7日(金)、岐阜競輪場において化学物質漏洩災害を想定した訓練を実施した。

訓練は、岐阜市防災対策課及び岐阜市保健所の協力のもと、参加職員73名、車両11台により、携帯型化学剤検知機をはじめとするBC災害対応資機材を使った物質の特定、傷病者の救出及び救護等の訓練を実施し、災害発生時の対応能力と連携活動体制の強化を図った。



除染シャワーによる活動隊員の除染

通信

岐阜県

水の事故から命を守れ!

～救急法講習会の実施～

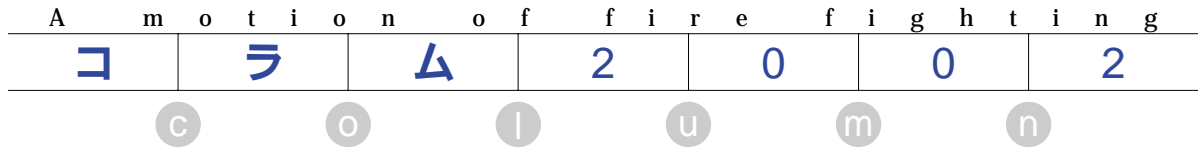
沖縄市消防本部

トロピカル・アイランド沖縄には、珊瑚礁と青く澄みわたる海にひかれ毎年450万人以上の観光客が訪れることから、夏のリゾートビーチは何処も若者、観光客、そして地元の人で賑わっている。

沖縄市消防団では水難事故防止の一環として、毎年救急法講習会を実施しており、今年の夏も心肺蘇生法と海のキケン生物(ハブクラゲ等)に対処する講習会を消防団員30名が参加し実施した。



受講する消防団員(ミッションビーチ)



衛星通信の活用について

衛星通信とは、異なる2点間を通信衛星を用いて通信を行うことである。衛星通信は、地上の災害に影響を受けることがないので、災害時の通信手段には有効である。

現在、消防庁及び全国42都道府県では、(財)自治体衛星通信機構(以下、機構という)の地域衛星通信ネットワークに加入しており、災害時の映像情報伝送等に活用している。また、全国37消防本部では、画像伝送システムを導入し、高所監視カメラやヘリコプターテレビ電送システムを活用したヘリコプターからの映像を衛星通信を用い

て、国、都道府県、他の消防本部等へ配信している。

なお、平成14年度から、機構はデジタル映像伝送、IP(Internet Protocol)を活用した高速データ伝送(8Mbps/MAX)に対応する「第2世代地域衛星通信ネットワーク」のサービスを開始する。地上ネットワークと組み合わせて、より高度かつバリエーション豊富な通信を行うことが可能となる。消防庁としては、今後GIS(Geographic Information System : 地理情報システム)データを始めとする大容量データの伝送等に活用していきたいと考えている。

画像伝送システムの概念図



ガス機器による火災及びガス事故の防止

予防課・危険物保安室

都市ガスやプロパンガスは、便利で私たちの生活になくてはならないものですが、取扱いを誤ると火災や爆発などの大きな事故につながります。また、不完全燃焼によって発生する一酸化炭素中毒事故も恐ろしいものです。そこで、ガスを使うときは次の点に注意を再確認し、ガスによる火災や事故を防ぎましょう。

ガス機器の正しい取付け

ガス機器にはそれぞれ適合するガスの種類があり、引越しの際や新しい機器を購入する際には、地域に供給されているガスに適合したものでないと思われぬ事故につながることもあります。不明な点は必ずガス会社、プロパンガス販売店に相談して、ガス機器を取付けてください。

ガスこんろやガスストーブを柱や壁に近づけて取り付けると、壁面等を熱に強い材料で覆っていても、内部の木材が炭化して、低温でも発火することがあります。柱や壁などから間隔を取り、防熱板を設置した場所に取付けてください。

ガス漏れを防ぐため、ゴムホース等は器具との接続部分をホースバンド等で締め付けるとともに、適正な長さで取付け、ひび割れ等の劣化がないか時々点検してください。

ガス機器の正しい取扱い

ガス機器を点火したときは、必ず火がついたかどうか確かめてください。

ガスコンロを使用し、揚げ物等をしている際の火災が多く発生しています。揚げ物等をする際には**絶対にその場を離れず**、またどうしても離れる場合は短時間であっても**こんろの火を必ず消してください**。

煮炊き等する際も、一旦こんろの火に鍋をかけたなら目を離さないようにし、煮こぼれなどによる炎の立ち消えや加熱のしすぎによる空焚き等がないよう注意してください。

グリル付きガスこんろは外から炎が見えにくい

め、使用していたことを忘れて、その場を離れて放置したことによる火災が発生しています。グリル火災を防ぐためには、水入れ皿に水を入れる、グリル内の清掃するなど忘れずに行ってください。

こんろの周囲は、整理、整頓に努め、可燃物等に火が燃え移らないように注意が必要です。

十分な換気

ガスが燃焼するためには、多量の新鮮な空気を必要とします。空気が不足すると不完全燃焼を起こし、有毒な一酸化炭素が発生するので大変危険です。換気扇を回す、窓を開けるなど換気に心がけましょう。

ガス風呂釜や大型湯沸器等の排気筒が外れていたり、物が詰まった状態であると排気が不十分になり不完全燃焼が起こることがあります。排気筒が正しく取り付けられているかどうか点検してください。

ガス漏れに気づいた時の注意点

ガス漏れなどの異常に気付いた時は、ガスの元栓を閉め、窓を開け空気の入換えをしてください。また、その際、換気扇、電灯等のスイッチやコンセントプラグには触れないでください。火花が発生し、爆発を起こす危険があります。

グラツときた時の注意点

ガス機器を使用中に地震が発生した場合には、あわてずに火を消し、ガスの元栓を閉めてください。使用中のガス機器に近付けないような揺れの大きな地震の際には、まず身の安全を図り、揺れがおさまった後で対処するようにしてください。使用していたこんろ、湯沸器などは、確実に消火してください。

プロパンガスボンベを使用している場合は、プロパンガスボンベは必ず屋外の風通しのよい日陰に設置し、地震等で転倒しないよう鎖などで固定してください。

不明な点がありましたら、消防署やガス会社等に相談のうえ、ガスを正しく使いましょう。

火山災害に対する備え

防災課

日本は、世界有数の火山国です。この火山活動に伴う災害がたびたび発生しています。最近では、北海道有珠山の噴火、東京都三宅島での火山活動等が起きていることは、皆さんご存じのとおりです。

この火山災害に備えるため国や地方公共団体は、避難施設、防災行政無線などの整備、ハザードマップの作成と住民への周知、防災訓練の実施、情報の収集・伝達体制や避難誘導體制の整備、観光客・登山者への周知など、防災体制の強化に努めています。

しかし、火山災害による被害を最小限にとどめるためには、火山災害に関する知識を持った上で、日頃から「心構え」と「備え」をすることが、非常に重要です。とくに、広い範囲に深刻な被害が発生した場合、防災関係機関だけでは十分な活動が困難になる場合が予想されますので、地域の住民一人ひとりが「自らの身の安全は自らが守る」という意識を持ち、自主的な防災活動を行うことが大切になってきます。

いま一度、次のような点を確認し、火山災害への備えを確実なものにしておきましょう。

1 日頃からの心構えと準備

- (1) 自主防災組織の活動に積極的に参加し、火山災害が発生した場合を想定して、地域の实情に応じた実践的な避難訓練などを積み重ねておきましょう。
- (2) 火山活動は、火砕流、土石流、泥流、溶岩流や噴石、降灰のほか、山崩れや津波、火山ガスなど、それぞれの火山の性質や地域の特性に応じた様々な災害をもたらします。火山に関する知識を普段から蓄え、いざというときの対応力を身に付けておきましょう。
- (3) テレビ・ラジオや地域の防災行政無線などから伝えられる火山情報に普段から耳を傾ける習慣をつけておきましょう。
- (4) 根拠のないデマや噂などに惑わされず、公的機関が発表する正確な情報に基づいて行動しましょう。
- (5) 一時的に避難する場所は事前に指定されていますので、日頃からその位置やそこまでの道順を確認しておきましょう。

- (6) 飲料水や非常食、懐中電灯、携帯用ラジオなどの非常持ち出し品を用意しておきましょう。また、家族一人ひとりが身に付けるそれぞれの氏名票(住所、氏名、生年月日、血液型、勤務先、非常連絡先、避難予定地などを記入しておく)を準備しておきましょう。
- (7) 家族で防災について話し合う“家族防災会議”を開き、それぞれの役割分担や避難先でおちあう場所など、重要なことをあらかじめ決めておきましょう。

2 噴火が始まったら

- (1) 消防、警察などの防災関係機関の広報に注意し、避難の勧告や指示が出された場合は速やかに従いましょう。なお、周囲の状況からみて危険と判断した場合には、避難の勧告や指示がなくても、自主的に避難をして災害から身を守りましょう。
- (2) お年寄りや子ども、病人、体の不自由な方などのいる家庭は、特に早めに避難しましょう。
- (3) 回り道でも、事前に確認しておいた最も安全な道順を選んで避難しましょう。
- (4) 服装は行動しやすいものとし、頭巾・ヘルメットや底の丈夫な運動靴、手袋なども用意しましょう。
- (5) 火砕流・土石流は速度が速いため、流れに背を向けて逃げたのでは巻き込まれてしまいます。流路から直角へ遠ざかる方向に避難をしましょう。
- (6) 噴石などが降ってきたら、岩かげや丈夫な建物に身を寄せましょう。
- (7) 海沿いの火山の場合は、噴火に伴って津波が発生することがありますので、防災関係機関の情報に注意するとともに、危険を感じたら高い所へ避難するようにしましょう。

3 噴火が落ち着いても

- (1) 警戒区域が設定されていたり、避難勧告が出されていた場合には、解除されるまでは、その対象地域に決して立ち入らないようにしましょう。
- (2) 山腹に積もった火山灰等が、降雨によって流れ下ることがありますので土砂災害に注意をしましょう。

消防における国際協力の推進

救急救助課

消防庁では、災害から生命、身体及び財産を守るという万国共通の課題に対応するため、消防機関、外務省・国際協力事業団等と連携・協力の下、消防分野の国際協力・交流を次のとおり実施しています。

国際協力（開発途上諸国への消防技術協力）：研修員受入れ（集団研修、個別研修）、専門家派遣、技術協力プロジェクト、無償・有償資金協力、消防事情調査等

国際交流：トップマネージャーセミナー、日韓消防行政セミナー、海外の消防関係者との交流、国際会議・国際消防組織への参画等

消防分野の国際的なルールづくりへの対応：消防用機械器具等に係る国際規格等

消防科学技術の研究：国際共同研究、外国研究者の受入れ、国際研究会議への参画

国際緊急援助活動：国際消防救助隊

今年度の予定として、集団研修については、消防行政管理者研修（8名）：9月9日～11月11日、火災予防技術研修（6名）：9月30日～11月29日、救急救助技術研修（10名）：8月5日～10月11日、消火技術研修（8名）：7月29日～10月30日のスケジュールにより実施すること

としています。

また、専門家派遣については、今年の8月から開始される新プロジェクトである「バルバドス・カリブ災害管理プロジェクト」に長期専門家1名の消防職員を派遣しているところであり、この他にも「市民保護・防災・災害対策」のためマダガスカルに長期専門家1名、「タイ・外傷センタープロジェクト」に短期専門家2名等、随時専門家や調査員の派遣を予定しています。なお、平成9年10月より実施しておりました「中国・北京消防訓練センタープロジェクト」は、北京市の消防対策の改善に十分寄与するなど大きな効果を挙げ、平成14年9月30日をもって終了する予定です。

消防における国際協力は、人道主義、国際社会の相互依存関係、環境保全といった国際協力の趣旨に合致するものであり、「顔の見える援助」、「参加型の協力」として近年の国際情勢からその重要性はますます大きくなってきており、これらを積極的に実施していくことが期待されています。

毎年10月6日は「国際協力の日」、10月第2水曜日（本年10月9日）は「国際防災デー」であり、消防庁では、これらの日を契機として、消防分野の国際協力・交流を推進していくこととしています。



集団研修研修員



中国・北京消防訓練センタープロジェクト

地震発生時の出火防止

震災対策室

地震発生と二次災害

地震災害では、地盤の震動、隆起、沈降、地割れ等地盤の変位、地盤の液状化、津波の発生等が被害の発端となります。

これらは、一次被害として建物、擁壁、危険物施設、電力・ガス・水道施設、公共施設、道路・橋梁等の破壊等を引き起こし、人命にも大きな影響を及ぼします。

この一次被害はさらに地震火災、可燃性ガスまたは有毒ガスの拡散、地震水害等の第二次災害を引き起こします。

このうち地震による火災は、同時に多発し、種々の要因が重なりあって大火となり、大きな人的物的被害をもたらすおそれがあります。

(図 地震火災と延焼との関連 参照)

また、地震火災は出火件数・発災時刻・地理的条件等の差異により様相も種々であることに留意する必要があります。

過去の災害例

過去の大地震と地震火災の状況を見ると、

関東大震災1923年(大正12年)9月1日

火の使用が集中する昼食時であったこと、低気圧のため風が強かったことなどから、特に東京では総戸数の約70%強に相当する31万6千戸の家屋が焼失しました。

新潟地震1964年(昭和39年)6月16日

石油タンクから油が漏れ、そこに引火して周辺の住宅に延焼しました。

十勝沖地震1968年(昭和43年)5月16日

石油ストーブが火災原因の一つとなっています。

宮城県沖地震1978年(昭和53年)6月1日

化学薬品が火災原因となっています。

兵庫県南部地震(阪神・淡路大震災)1995年

(平成7年)1月17日

冬期間であったこと、老朽化した木造家屋や商店街が密集する地域で火のまわりが早かったこと、地震により停電し、再通電後に電気ストーブ等暖房器具や鑑賞魚用ヒーターの周囲の可燃物が加熱し着火・火事に結びついたことなどが火災原因の一つの例としてとりあげられています。

この火災では、65万㎡が焼失しています。

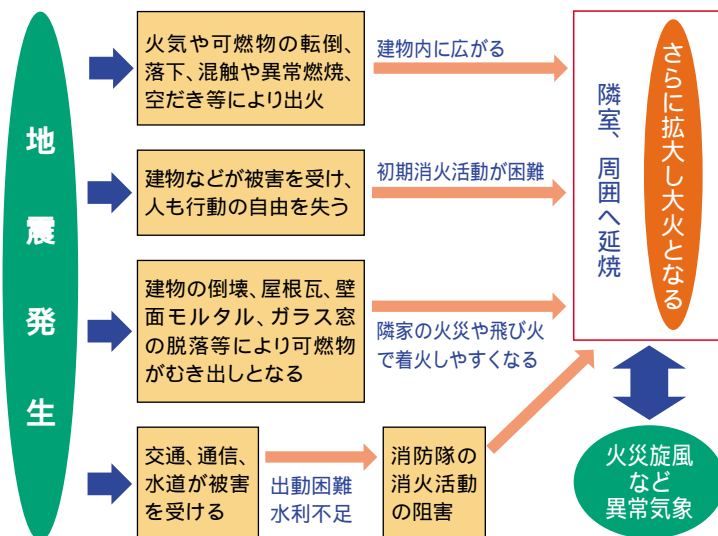
火気等の始末が大切

私たちの生活では、食事をするときには主として火や電気コンロを使います。寒いときにはストーブ等の暖房器具を使います。衣類にはアイロンをかけます。これら全て地震が起こったときには、火災を発生させる原因になる可能性があります。地震が起こったときには、まず身の安全を確保し、火の始末、電源の遮断等を行うことも十分気を付けましょう。地震の揺れが小さくなり、行動できる程度状況になったら直ちに火等の始末をしましょう。

次のようなことに心がけましょう

- 1 アイロンをかけながら台所でガステーブルを使用するなど、一人で同時に多くの火気を取り扱うことはせず、**すぐに火の始末のできる範囲で火気を使用**しましょう。
- 2 地震により停電した場合には、ブレーカーを切り、電気が復旧した際には、電気器具の**安全を十分に確認してからブレーカーを入れる**ようにしましょう。
- 3 家具などは金具で固定し、転倒防止をしておきましょう。石油ストーブは「耐震自動消火装置付き」のものを使用し、**消火装置が正常に作動するかを点検**しておきましょう。
- 4 日頃から**消火器や三角バケツなどは使いやすいところに備えて**おきましょう。
- 5 実際の災害時に冷静に行動がとれるよう地元で行われる**防災訓練に積極的に参加**しましょう。

図 地震火災と延焼との関連



阪神・淡路大震災記念「人と防災未来センター」

総務課

阪神・淡路大震災の経験とそこから学んだ教訓 防災の重要性、いのちの尊さと共に生きることの素晴らしさなどを後世に継承するとともに、その経験と教訓を生かし、防災に関する知識および技術の普及を図ることにより、地震などの災害による被害の軽減に貢献する施設「阪神・淡路大震災記念人と防災未来センター」が兵庫県神戸市に完成しました。

センターでは、4月21日に皇太子、同妃両殿下をお迎えし開館記念式典が行われ、4月27日から展示部門の一般公開が行われています。

センターは、阪神・淡路大震災に係る資料等の収集・保存・展示、災害対策に係る実戦的な人材の育成及び災害対策専門家派遣、災害対策に係る実戦面を重視した総合的な調査研究、国内外の防災機関との交流・ネットワークの4つの機能を有しています。

センターでは、大学院修士・博士課程修了者などを常勤の専任研究員として採用し、学識経験者などにより構成される上級研究員を中心とする体系的な研究指導を通じて、大規模災害時に災害対策本部などで知事



外観写真

等に対し実戦的な助言のできる防災の専門家として養成しているほか、展示部門においては、地震発生の瞬間を音響と映像で再現する「1・17シアター」や復興への歩みをドキュメンタリー映像で伝える「大震災ホール」、震災の実物資料や模型の展示、語り部などにより震災による被害と復興、そこから得られた教訓を伝えるなど、阪神・淡路大震災の発生から未来へつなげる展示を行っています。

センターでは、このたび上記「災害対策に係る実戦的な人材の育成および災害対策専門家派遣」の一環として「災害対策専門研修」を実施することとし、その詳細を発表しました。

災害対策専門研修は、地方公共団体、政府関係機関、ライフライン関係企業の管理職員などを対象とした「マネジメントコース(A,B)」があり、Aコースにおいては、都道府県、市町村の部局長等を対象に、大規模災害発生時に各種の対応が同時進行的に展開する状況を横断的・総合的にとらえ、これに対処する能力(防災責任者に必要となる能力)を向上させること、Bコースにおいては都道府県、市町村の課長、係長等を対象に災害の



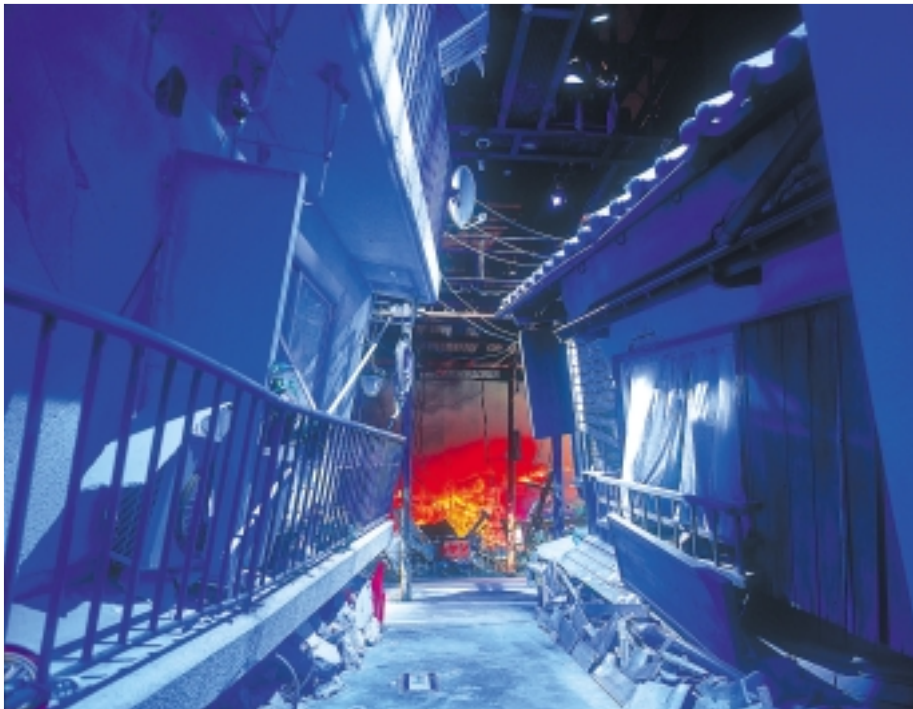
大震災ホール

メカニズムや阪神・淡路大震災の経験を踏まえた災害対策のあり方など基礎的な知識を体系的に学習するカリキュラムが編成されています。

また、今後、都道府県知事、市町村長などを対象に大規模災害時のトップマネジメントに焦点を当て、危

機管理意識と対応能力の向上を図ることを目的とした「トップマネジメントコース」の実施を計画しています。

研修の詳細については、同センターホームページ <http://www.dri.ne.jp> に詳しい内容が記載されているのでご参照ください。



震災直後の街並み



災害対応シミュレーター
(図上演習システム・研修で使用)

7月の主な通知

発番号	日付	あて先	発信者	標 題
消防危第98号	平成14年7月4日	各都道府県消防主管部長	消防庁危険物保安室長	都市ガス・液化石油ガス及び毒劇物等による事故状況について
消防危第99号	平成14年7月4日	各都道府県消防主管部長	消防庁危険物保安室長	「平成13年中の危険物に係る事故の概要」について
消防災第101号	平成14年7月9日	各都道府県、各政令指定都市防災主管部長	消防庁防災課長	風水害対策等に関する防災担当課長会議の開催について
消防予第209号	平成14年7月11日	各都道府県消防主管部長	消防庁予防課長	消防用設備等の点検要領の一部改正について
消防災第104号	平成14年7月11日	各都道府県消防防災主管部長、全国消防長会事務局長	消防庁防災課長	第7回防災まちづくり大賞の募集について
消防災第102号	平成14年7月15日	各都道府県消防主管部長	消防庁防災課長	緊急消防援助隊の追加登録について
消防特第100号	平成14年7月17日	各都道府県消防防災主管部長	消防庁特殊災害室長	放射性同位元素等取扱事業所との連携等について
消防救第159号	平成14年7月23日	各都道府県知事	消防庁次長	メディカルコントロール協議会の設置促進について
消防救第160号	平成14年7月23日	各都道府県消防主管部長	消防庁救急救助課長	メディカルコントロール体制の整備促進について
消防予第223号	平成14年7月25日	各都道府県消防主管部長	消防庁予防課長	住宅防火対策優良推進組織等の表彰に係る運用について
消防安第34号	平成14年7月25日	各都道府県消防防災主管部長	消防庁防火安全室	違反是正等研修会の開催について
消防震第33号	平成14年7月26日	各都道府県知事	消防庁次長	東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法の公布について
消防災第117号	平成14年7月31日	各都道府県消防主管部長	消防庁防災課長	消防広域応援体制の整備及び消防相互応援協定の締結状況等について

消防庁人事

平成14年7月31日付

氏名	新	旧
千葉 孝之	長官付 辞職（東京消防庁警防部特殊災害課長へ）	核燃料サイクル開発機構東海事業所保安管理部次長
田島 松一	長官付 辞職（核燃料サイクル開発機構東海事業所保安管理部次長へ）	東京消防庁光が丘消防署警防課長
青木 浩	総務課主査 辞職（東京消防庁指導広報部広報課広聴係長へ）	国土交通省住宅局建築指導課建築物防災対策室防災企画係長
大竹 晃行	辞職（東京消防庁消防科学研究所第一研究室主任研究員へ）	消防課警防係長

平成14年8月1日付

氏名	新	旧
福永 輝繁	消防課警防係長	東京消防庁立川消防署防災指導担当係長
守谷 謙一	出向（国土交通省住宅局建築指導課建築物防災対策室へ）	予防課防火安全室

平成14年8月2日付

氏名	新	旧
池松 英浩	出向（総務省大臣官房秘書課課長補佐へ）	予防課防火安全室課長補佐 併任 予防課危険物保安室課長補佐 併任 消防課課長補佐
佐藤 建五	予防課防火安全室課長補佐 併任 予防課危険物保安室課長補佐 併任 消防課課長補佐	総務省大臣官房秘書課課長補佐
浦山 隆行	併任解除	総務省郵政事業庁施設情報部情報システム課課長補佐 併任 防災課課長補佐 併任 防災課防災情報室課長補佐
市川 麻里	併任 防災課防災情報室課長補佐 併任 防災課課長補佐	総務省郵政事業庁施設情報部情報システム課課長補佐
菅野 剛	出向（総務省情報通信政策局通信規格課地域標準係長へ）	防災課防災情報室通信企画係長 併任 防災課防災情報室通信管理係長
加賀谷清治	防災課防災情報室通信企画係長 併任 防災課防災情報室通信管理係長	総務省総合通信基盤局電波部電波環境課主任

広報テーマ

9月

小規模雑居ビルの防火安全対策の徹底	予防課
9月9日は救急の日	救急救助課
秋の行楽期における火災の被害防止	予防課
緊急消防援助隊の活動に関する	
住民の理解とブロック合同訓練の推進	防災課

10月

ガス機器による火災及びガス事故の防止	予防課
	危険物保安室
火山災害に対する備え	防災課
消防の国際協力に対する理解の推進	救急救助課
地震発生時の出火防止	震災対策室

編集発行 / 消防庁総務課

住 所 東京都千代田区霞が関2 - 1 - 2 (〒100 - 8927)
電 話 03 - 5253 - 5111
ホームページ <http://www.fdma.go.jp>

編集協力 / (株)きょうせい